

令和3年第5回那須烏山市議会9月定例会（第6日）

令和3年9月21日（火）

開議 午前10時00分

閉会 午前11時45分

◎出席議員（15名）

1番	青木敏久	2番	興野一美
3番	堀江清一	4番	荒井浩二
5番	福田長弘	7番	矢板清枝
8番	滝口貴史	9番	小堀道和
10番	相馬正典	11番	田島信二
12番	渋井由放	14番	沼田邦彦
15番	中山五男	16番	高田悦男
17番	平塚英教		

◎欠席議員（1名）

6番 村上進一

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	澤村誠一
総合政策課長	菊池義夫
まちづくり課長	大谷光幸
総務課長	佐藤博樹
税務課長	高濱裕子
市民課長	大谷啓夫
福祉事務所長兼健康福祉課長	皆川康代
こども課長	川俣謙一
農政課長	深澤宏志
商工観光課長	小原沢一幸
都市建設課長	佐藤光明
上下水道課長	高田勝

学校教育課長

大 鐘 智 夫

生涯学習課長

水 上 和 明

代表監査委員

瀧 田 晴 夫

◎事務局職員出席者

事務局長

菊 地 唯 一

書 記

藤 田 真 弓

書 記

菅 俣 紀 彦

○議事日程

- 日程 第 1 発議第 1 号 那須烏山市議会議員定数条例の一部改正について（委員長提出）
- 日程 第 2 追加議案第 1 号 令和3年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）について（市長提出）
- 日程 第 3 議案第 7 号・議案第 8 号 条例の制定について
※ 委員長報告～質疑～討論～採決
- 日程 第 4 認定第 1 号～認定第 8 号 那須烏山市決算の認定について
※ 委員長報告～質疑～討論～採決
- 日程 第 5 請願書等審査結果の報告について（議長提出）
- 日程 第 6 意見書案第 1 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について（議員提出）
- 日程 第 7 意見書案第 2 号 核兵器禁止条約への参加、批准を求める意見書の提出について（委員長提出）
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（渋井由放） おはようございます。傍聴席の皆様方には、お忙しい中、議場に足をお運びいただきまして、ありがとうございます。

ただいま出席している議員は15名です。6番村上進一議員から欠席の通知がありました。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日、議会運営委員会を開き、日程を追加いたしました。内容は、お手元に配付した議事日程のとおりであります。

◎日程第1 発議第1号 那須烏山市議会議員定数条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第1 発議第1号 那須烏山市議会議員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

議案提案者である議会運営委員会、田島信二委員長より趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長田島信二議員。

[議会運営委員会委員長 田島信二 登壇]

○議会運営委員会委員長（田島信二） ただいま上程となりました発議第1号につきまして、提案の説明を申し上げます。

本案は、議会改革特別委員会において調査研究を行い、議員全員協議会で協議した結果、本市議会の議員定数を1名減の16名とすることが決定いたしました。これにより、那須烏山市議会議員定数条例について、所要の改正を行うものであります。

併せまして、議員定数が16名となることから、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例における経済建設常任委員会委員の定数を、1名減の5名とするため、所要の改正を行うものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、決定賜りますようお願い申し上げます、提案の趣旨説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で議会運営委員会委員長の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

17番平塚英教議員。

〔17番 平塚英教 登壇〕

○17番（平塚英教） 発議第1号 那須烏山市議会議員の定数条例の一部改正についての、これは現在的那須烏山市議会議員の定数を1名削減し、定数を16名にする提案でございますので、反対討論を申し上げます。

16年前に南那須町と烏山町が合併いたしまして、那須烏山市が誕生したわけでございますが、当時、旧南那須町議会は定数が17名であり、旧烏山町議会は19名でございました。それが合併新市の議員定数を定数20名としたわけでございますが、何度か定数削減を行って、5年前の通常市議会議員選挙時から17名に削減し、現在に至っております。

17名は、合併当時から見れば半分以下でございまして、決して多過ぎるものではないと考えます。これ以上の削減は、中山間地域を多く抱える本市にとって、議員空白地域が広がり、地域間格差の拡大が危惧され、地域の要求や声が行政に届きにくくなるものと考えます。地方議会は、行政執行者に対して住民の声、要求を届け、また、二元代表制により、行政執行が行き過ぎたり間違ったりしないようにチェック・アンド・バランスの機能を発揮して、住民の負託に応えることが最大の使命と考えるものであります。議員定数削減は、この二元代表制による、議会制民主主義の権能を低めることになるものであります。

市議会は、市執行部に対し、車の両輪としてチェック・アンド・バランスの役割を發揮し、市民の負託に応え、より一層の市民が主役の市政実現に向けて積極的な政策提言を行い、また、無駄のない行財政運営、福祉の向上、市政発展に努める、これこそが本来の役割ではないかと考えます。

こういうことで、この議員定数削減には反対でございます。

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

9番小堀道和議員。

〔9番 小堀道和 登壇〕

○9番（小堀道和） 私は、発議第1号 那須烏山市議会議員定数条例の一部改正についてを可決すべきとの立場から、賛成討論を行います。

那須烏山市議会は、平成31年3月に、市議会の最高規範である議会基本条例を策定し、その第29条第2項に、「議員定数を改正しようとするときは、議会の役割及び機能を十分に果たせるよう、市の人口規模、委員会審査の充実、行政に対する監視・評価機能の実効性、市の財政状況等を勘案し、その改正の明確な理由を付して議案を提出するものとする」と規定され

ています。

本市におきましては、市の人口規模及び財政状況は右肩下がりとなっており、今後の市人口について推定しますと、残念ながらまだまだ人口減少が進行し、財政についても当分、厳しい状況となることが想定されます。このような状況を勘案しますと、議員定数の削減は避けて通れないものだと考えます。

現行の議員定数、17名から1名を削減することに対しましては、一部異論もありましたが、県内市議会の議員定数と比較しましても、少ない状況ではありません。私たち議員は、議員定数を削減するという、自ら厳しい選択をすることにしました。私たち議員は、定数削減後もこれまでと変わらず、市民の声、市民の心をつかみ、それを私たち議員の声・心として力強く発信していくことができると信じています。

結びになりますが、議員定数削減の議論の中では多くの意見がありましたが、議会改革特別委員会の中山委員長が強いリーダーシップを発揮され、結論を出されたことには、多くの御苦労があったことと思います。この場をお借りいたしまして、感謝申し上げます。

以上、本案に対しての賛成討論といたします。

○議長（渋井由放） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第1 発議第1号 那須烏山市議会議員定数条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渋井由放） 起立多数と認めます。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第2 追加議案第1号 令和3年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）
について

○議長（渋井由放） 日程第2 追加議案第1号 令和3年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 追加議案第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和3年度那須烏山市一般会計予算の歳入歳出をそれぞれ1,516万9,000円増額し、補正後の予算総額を114億1,217万1,000円とするものであります。

今回は、10月21日に任期満了となる衆議院議員の総選挙が11月に見込まれることに伴い、その執行に必要な経費を計上するものであります。

歳入につきましては、衆議院議員選挙費委託金及び前年度繰越金を計上いたしました。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 議員全員協議会のお話があったんですけども、デマンド交通を、午後の便を負担していただけるということを提案されたんですけども、その1回分というか、市長選のときも、市長選と衆議院選2回分、対応していただけるのかどうか。また、これは午後に限るのかどうか。その部分をお願いしたいと思います。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 今回の補正予算で、負担金、補助及び交付金ということで12万円計上させていただいておりますが、その中身につきましては、期日前の投票に係る移動手段として、デマンド交通利用者の方のサービスをまず実証実験的に行ってみるということでございます。200人程度を想定しております、往復で600円を考えておりますが、これは今回の補正はあくまで衆議院議員選挙の総選挙です。

市長選につきましてはというお話がありましたが、9月の補正で資料に載っている市長選中の組替えをしながら、この事務、やはり同じ12万円を計上してございますので、市長選で様子を見て、衆議院選でさらに様子を見て、今後のその効果を検証させていただいて対応するというようなことになっております。

基本的には、あくまで平日の期日前投票所への使用に限っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） それでは、その周知について、周知方法など、お願いします。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 今後の「お知らせ版」での周知、また当日選挙による周知、そのほか、10月の定例記者会見等もございますので、そういった際に周知をさせていただきたい

と考えております。

以上です。

○議長（渋井由放） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 矢板議員と同様の質問でございますが、この負担金、補助及び交付金でございますけれども、期日前の投票利用者が利用すると。これについては、前もって予約申請をするとか、手続上の進め方についてはどんなふうになるのでしょうか。

それと対象者、誰も彼もがデマンド交通を利用されても乗り切れませんので、どういう方が対象になるのか、その辺についての説明をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） まず、利用方法はデマンド交通の利用なので、コールセンターの予約を通して、期日前の投票に行きたいんだというお知らせをしていただくことに伴って、対象となってまいります。

年齢層につきましては、あくまで高齢者を予定しておりますが、あくまでデマンド交通の利用者になりますので、高齢者に限らず利用される方が対象になってくると思っております。ただし今現在、8割、9割方、65歳以上の方がデマンド交通の利用者ですので、高齢者向けのサービスになると考えております。

以上です。

○議長（渋井由放） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） まず、当初予算の中の選挙費は、市長選挙に係る費用、およそ1,500万円は計上してありましたね。これは議会議員も当初予算審議の際、うかつでしたが、今年度は衆議院議員の選挙が、衆議院議員が任期満了になるということが誰もこれは分かっていたわけでありませうね。にもかかわらず、これは事務局で選挙直前になってからの追加補正。これは全く私、残念に思っているところであります。以後、担当課では十分、配慮されるよう希望いたします。

それと、このデマンド交通を利用して、200人ほど投票を促したいということなんですが、私はこれ、200人のデマンド交通で輸送をして、どれほどの効果があるのか、ちょっと私も疑問に思っているんですが、よその市町村では、こういった投票率を上げるために、デマンド交通とか何か方法、対策を取っているところはあるのでしょうか。その例がありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） まず、効果につきましては、今回、まちづくり課がデマンドを所管しておりますので、デマンド交通の午後の便の利用がどうしてもあまりよろしくないという

ようなこともありまして、選挙の啓発、投票率の向上、また所管課であるまちづくり課のデマンド交通の利用効果、それを狙ったあくまで試験的な導入でございます。その効果につきましては、よく検証した上で、今後につなげてまいりたいと考えております。

他市町村でこういったものをやっているのかというようなところでございますが、詳細については現在、調査しておりませんので、改めてこの結果の効果につきましては、その時期に来ましたらお答えしたいと思います。今の件に合わせて、他市町の導入も含めてお答えしたいと思います。

以上です。

○議長（渋井由放） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、追加議案第1号に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第2 追加議案第1号 令和3年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、追加議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第3 議案第7号・議案第8号 条例の制定について

○議長（渋井由放） 日程第3 議案第7号 那須烏山市まち・ひと・しごと創生推進基金

設置及び管理条例の制定について及び議案第8号 那須烏山市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを一括して議題といたします。

本案につきましては、去る9月7日の本会議において、所管の常任委員会に審査を付託しております。審査の経過と結果について、総務企画常任委員会委員長、相馬正典議員の報告を求めます。

総務企画常任委員会委員長相馬正典議員。

〔総務企画常任委員会委員長 相馬正典 登壇〕

○総務企画常任委員会委員長（相馬正典） 委員長の相馬です。令和3年9月7日の本会議において、当総務企画常任委員会に付託された議案第7号 那須烏山市まち・ひと・しごと創生推進基金設置及び管理条例の制定について及び議案第8号 那須烏山市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についての審査経過とその結果について、御報告申し上げます。

9月14日及び15日に、大会議室及び第2委員会室において、委員5名全員出席のもと、総務課、総合政策課の説明を受け、慎重に審査を行いました。

議案第7号 那須烏山市まち・ひと・しごと創生推進基金設置及び管理条例は、企業版ふるさと納税の寄附金を、那須烏山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に資する事業に要する経費の財源に充てるため、まち・ひと・しごと創生推進基金を設置し、この基金の設置、管理及び処分に関し、必要な事項を規定するものであります。

委員会で審査し、採決を行った結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第8号 那須烏山市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例は、市長、行政委員会委員及び職員の職務行為について、善意かつ重大な過失がない場合の損害賠償責任の一部免責について規定するものであります。

なお、賠償の限度額は、地方自治法施行令に定める参酌基準のとおりであります。

委員会で審査し、採決を行った結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって審査結果の報告を終わります。

○議長（渋井由放） 以上で総務企画常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

まず、議案第7号の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） ないようですので、次に、議案第8号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより総務企画常任委員会の審査の結果について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。議案第7号 那須烏山市まち・ひと・しごと創生推進基金設置及び管理条例の制定について、報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第7号については、総務企画常任委員会委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第8号 那須烏山市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第8号については、総務企画常任委員会委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎日程第4 認定第1号～認定第8号 那須烏山市決算の認定について

○議長（渋井由放） 日程第4 認定第1号 令和2年度那須烏山市一般会計決算の認定についてから、認定第8号 令和2年度那須烏山市水道事業会計決算の認定についてまで決算認定8議案を議題といたします。

本件は、去る9月13日の本会議において、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託しております。各常任委員会の審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

最初に、認定第1号、第2号、第4号及び第5号の所管事項について、総務企画常任委員会委員長相馬正典議員の報告を求めます。

総務企画常任委員会委員長相馬正典議員。

〔総務企画常任委員会委員長 相馬正典 登壇〕

○総務企画常任委員会委員長（相馬正典） 委員長の相馬です。令和3年9月7日の本会議において提案され、同月13日に本委員会に付託された総合政策課、まちづくり課、総務課、税務課、会計課及び議会事務局の令和2年度那須烏山市の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、9月14日及び15日の2日間にわたり、大会議室及び第二委員会室において、総務企画常任委員会の委員5名全員と説明員として関係課長ほか関係職員の出席のもと、慎重な審査を行いました。

その結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、次のことについて要望し、意見を付することといたします。

総合政策課。ふるさと納税の寄附件数については年々、増加傾向にあるが、第2次総合計画目標件数達成や自主財源確保に向け、さらなる返礼品の拡充を図るとともに、本市の魅力発信に努められたい。

企業版ふるさと納税について、市まち・ひと・しごと創生推進計画に基づき制度の周知を図り、財源確保に努めるとともに、各種事業の取組を推進されたい。

財政運営について、関係各課と連携し、自主財源の確保及び補助金、交付金、起債、交付税等の有利な財源確保に努められたい。

まちづくり課。定住促進について、関係課と連携し、市民が転入・転出する異動事由を分析するなど、移住・定住の調査研究に努められたい。

地域おこし協力隊員の採用に当たっては、市の活動テーマを増やし、隊員の目標や意向、活動内容とのマッチングを十分行うとともに、試用期間を設けるなど、さらなるサポート体制の拡充に努められたい。

JR烏山線の利用者増加の策として、利用者や鉄道ファンなどに向けたノベルティーを製作するなど、利用向上を目指し、工夫されたい。

総務課。契約保証金の取扱いについて、関係課に周知の徹底を図るとともに、長期継続契約においては、契約年数に応じた納入方法について検討されたい。事業者との長期継続契約の際のリスクに鑑み、今後は事業者の負担にならない範囲での納入方法について、調整を図られたい。

防災Infoなすからすやまの配信について、戸別受信機や防災アプリ「@InfoCanal」の周知拡大に努め、災害発生時における市民の情報伝達手段の確保に努められたい。

年々、激甚化する災害により、通常業務に加え、災害対応による職員の負担も大きくなっていることから、災害に対する知識や経験が豊富な職員の配置を検討されたい。

税務課。大口滞納については、県と連携した共同催告や徴収等にも取り組み、長年の懸案事項であった大口滞納法人の不動産公売を実施したことに対して評価する。今後も、大口滞納に対する徴収の強化と徴収率の向上を図られたい。

市税の納付方法については、キャッシュレス決済を含め、拡充に努めるとともに、市ホームページ等で周知を図られたい。今後は税証明書等、コンビニ交付ができるよう、サービス向上に努められたい。

以上をもって、総務企画常任委員会の決算審査の結果報告といたします。

○議長（渋井由放） 次に、認定第1号から認定第5号までの所管事項について、文教福祉常任委員会委員長矢板清枝議員の報告を求めます。

文教福祉常任委員会委員長矢板清枝議員。

〔文教福祉常任委員会委員長 矢板清枝 登壇〕

○文教福祉常任委員会委員長（矢板清枝） 委員長の矢板です。文教福祉常任委員会決算審査の結果を報告いたします。

令和3年9月7日の本会議において提案され、同月13日に本委員会に付託された市民課、健康福祉課、こども課、学校教育課及び生涯学習課の令和2年度那須烏山市の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、9月14日及び15日の2日間にわたり、議場において、文教福祉常任委員会委員5名と、説明員として関係課長ほか関係職員の出席のもと、慎重な審査を行いました。

その結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、次のことについて要望し、意見を付することといたします。

市民課。来庁者への挨拶を積極的に行われ、好感が持てるが、今後もさらに親しみやすい市役所の雰囲気づくりを心がけられたい。

マイナンバーカードについて、関係課と連携しながら、機会を捉えて必要性や利便性の周知を図り、交付率向上に努められたい。

熊田診療所について、地域住民の意向も踏まえながら、今後の運営の方向性を検討するとともに、僻地診療所の役割を果たし、地域医療を担う医療機関として存続を図られたい。

健康福祉課。避難行動要支援者名簿を作成し、関係者に配付した。平時からの見守りの活動により、名簿登録者の生活や身体状況などの変化を把握し、随時、名簿の記載事項を更新することで、災害時の避難支援をより実効性のあるものとされたい。

新型コロナウイルスワクチン接種について、正解が分からない中で、手探りの対応を迫られ、年度末に65歳以上の市民に対し、通知をいち早く発送した。結果的には混乱が生じてしまったが、今後は、これまでのノウハウを生かし、ワクチン接種に係る国の動向を注視しながら、

迅速かつ効果的に接種を推進し、接種率向上に努められたい。

健康マイレージ事業は、若い世代に積極的に周知を図ったことにより、コロナ禍にもかかわらず、参加者が増えた。事業への参加をきっかけとして、健康づくりに自ら取り組むことで、生活習慣病の予防、介護予防につながるため、今後もさらに事業を推進されたい。

こども課。にこにこ保育園をつくし幼稚園に統合・再編した認定こども園は、公設を予定しているが、出生数の推移や市内保育施設の整備状況、建設にかかる費用負担などを総合的に考慮し、民設化も含めて再度検討されたい。

市立保育園・幼稚園における新型コロナウイルス感染症対策及び感染者が確認された際の対応マニュアルは、最新の情報や知見に基づき、随時、見直しを図られたい。

学校教育課。英語コミュニケーション推進事業として、外国語指導助手（ALT）を小中学校に配置している。ALTの選任に当たっては、派遣業者任せにせず、望ましい人材の派遣を要望されたい。

児童生徒1人1台の端末（まなびPC）及び高速大容量の通信ネットワーク整備事業を完了した。今後は、まなびPCの安全安心な使い方を検証し、効果的に活用されたい。

地元生産者や農産物直売所等と連携し、学校給食における地産地消を推進されたい。

生涯学習課。図書館に電子書籍を導入し、図書館機能の充実を図られたい。また、烏山図書館については、公共施設等総合管理計画に基づき、今後の方向性を検討されたい。

公共下水道処理区域内の公民館、運動施設において、下水道に接続していない施設がある。関係法令等に基づき、遅滞なく適正に対応されたい。

歴史的価値の高い烏山城跡は、国史跡指定を目指し、地権者の協力を得ながら、土地の公有化を図り、保存及び文化的活用に努められたい。

以上をもって、文教福祉常任委員会の決算審査の結果報告といたします。

○議長（渋井由放） 次に、認定第1号及び認定第6号から認定第8号までの所管事項について、経済建設常任委員会委員長滝口貴史議員の報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長滝口貴史議員。

〔経済建設常任委員会委員長 滝口貴史 登壇〕

○経済建設常任委員会委員長（滝口貴史） それでは、本委員会に付託されました決算審査の報告を述べさせていただきます。

令和3年9月7日の本会議において提案され、同月13日に本委員会に付託されました農政課、商工観光課、都市建設課、上下水道課及び農業委員会の令和2年度那須烏山市の一般会計、特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算について、9月14日及び15日の2日間にわたり、議員控室において、経済建設常任委員会委員5名全員と、説明員として関係課長ほか関係職員

出席のもと、慎重な審査を行いました。

その結果、全会一致により、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、次のことについて要望し、意見を付することといたします。

農政課。八溝そば消費拡大応援キャンペーン事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により消費が落ち込む八溝そばの消費拡大には大きな効果があったが、さらなる取扱い店の拡大を図り、八溝そばの安定した流通確保に努められたい。

市の特産品である中山かぼちゃについて、関係機関と連携し、ブランド品として高い品質を維持しながらも、市内全域に生産拡大を図り、担い手の育成支援に努められたい。

令和元年東日本台風による農地・農業用施設の災害復旧について、被災した農家に対する迅速な支援においては大いに評価するところであり、今後も迅速かつ円滑な支援に努められたい。

商工観光課。龍門ふるさと民芸館について、民話アニメーションや観光周遊システムを活用したデジタル観光を推進し、新型コロナウイルス感染症の終息後を見据えたにぎわいの拠点施設として、交流人口の増加や経済効果を高める取組に努められたい。

商工振興について、商工会会員の加入促進を図り、本市の商工業の持続的な発展を支援するとともに、新型コロナウイルス感染症等の社会情勢の変化を踏まえ、引き続き事業者の支援に努められたい。

都市建設課。市道等の維持管理について、市民生活の利便性の向上を図るため、自治会等が行う道路愛護活動を支援するとともに、道路や歩道に張り出した樹木は、通行の妨げや重大な事故につながる危険性が高いことから、行政と地元自治会が連携し、所有者へ適切な指導を行うなど、道路環境の適正な維持管理に努められたい。

公園管理について、効率的かつ効果的な維持管理を進めるためにも、有利な財源措置や新たな都市公園の設置に関し、調査研究に努められたい。

道路整備について、限られた予算の中で事業を進めているところであるが、引き続き社会資本整備総合交付金や起債等、有利な財源確保に努め、市民生活や経済活動に必要な道路整備事業を推進されたい。

上下水道課。水道事業の有収率について、全国類似団体と比較しても低位であり、水道事業長期更新計画や水道管路更新計画に基づき、老朽化した管路の更新を図り、さらなる有収率の向上に努められたい。

令和元年東日本台風により、水道施設は甚大な被害を受け、国庫補助を活用し、災害復旧工事や浸水対策工事も実施したところであるが、今後も災害に強いライフライン機能の構築を図るとともに、危機管理体制を強化するためにも、技術者の育成や水道技術の継承に努められたい。

下水道事業について、烏山中央処理区の水洗化率は漸増傾向であるものの、南那須処理区と比較すると、依然として低位であることから、水洗化率の向上が図れるよう、下水道の加入促進に努めるとともに、区域外においては今後も合併浄化槽の普及啓発を図り、環境整備の向上に努められたい。

以上をもちまして、経済建設常任委員会の決算審査の結果報告といたします。

○議長（渋井由放） ここで、休憩いたします。再開を11時といたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前11時00分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き再開いたします。

各常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより認定第1号から認定第8号までについて討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

17番平塚英教議員。

〔17番 平塚英教 登壇〕

○17番（平塚英教） 17番平塚英教でございます。ただいま上程されております令和2年度決算の認定第1号から認定第8号までの8議案のうち、私が所属しております常任委員会で審査した以外の認定第1号 令和2年度那須烏山市一般会計、認定第2号 令和2年度那須烏山市国民健康保険特別会計、認定第4号 令和2年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計、認定第5号 令和2年度那須烏山市介護保険特別会計の4議案につきましては、公正で民主的な、市民が主人公の市政を目指す立場から、行政のさらなる努力と改善を期待いたしまして、反対討論を行います。

令和2年度の市の一般会計は、歳入で167億8,813万5,540円で、歳出は161億8,315万8,048円であります。

まず、歳入の面では、収入未済額が7億1,336万6,737円であり、調定額の4%に達

するものでございます。市税関係におきましては5億6,096万8,701円であり、そのうち固定資産税が86.5%を占めております。不納欠損額は1,972万6,164円であり、固定資産税が不納欠損の94%を占めております。市税の固定資産税の大口滞納問題をはじめ、税金の収納対策にはさらなる努力を期待するものであります。

深刻な不況、経済低迷の中で税収が伸びない中、行政運営に当たっては、単に受益者負担を強めるのではなく、市民生活を守る立場で、行財政執行に必要な補助金、負担金を国に強く求めていただきたい。

平成30年3月に、平成30年度からの5か年間のまちづくりの指針となる第2次本市総合計画が策定され、ただいま実施しているところでございます。5年後の令和4年度までの目指すべき将来像として、地域の魅力と活力にあふれる暮らしやすいまちづくりの実現に向けて、市民と向き合う全員参加のまちづくり、厳しい財政状況の立て直し、広域的な自治体間の連携強化の3本柱を意識して、各種施策に取り組んでいくというものであります。

令和2年度は、第2次総合計画の3年目に当たり、市民各位の御理解と御努力のもとに執行されたものであります。また、令和2年度は、地方創生に向け、本市まち・ひと・しごと創生総合戦略の最終年度として、4つの基本目標の下に各種事業に取り組まれたところであります。

しかしながら、本市が消滅可能性自治体として挙げられているにもかかわらず、この課題に対する危機感をどのように克服していったらいいのか、企画力、実践力がまだまだ市民には伝わってきません。本市がこれからどうして生きていくのか、本市行政の総力を挙げた、オール那須烏山市民体制の知恵と力を結集して、将来の那須烏山市のあるべき姿を示し、未来ある那須烏山市づくりを進める必要があります。本市の地方創生の取組の本気度を期待するものであります。

本市の合併特例債は、令和2年度末で発行状況は92億2,960万円に達し、今後、発行可能残高は14億3,890万円となっております。さらに、合併算定替えにより、平成28年度から5か年で約5億円、地方交付税が削減されております。このような財政状況の下で、本市の大規模事業につきましても、集中と選択、優先順位を明確にして取り組む必要があります。将来の本市の借金と禍根を残さないために、改めて改善を求めるものであります。市民に対し、情報公開を行い、行政責任、行政のリーダーシップを発揮し、本市の将来を見据えた方針を立て、文字どおり市民の知恵と協働のまちづくりを進めるよう、期待するものであります。

歳出の面では、令和2年度第2次市総合計画の3年目で、及び本市まち・ひと・しごと創生総合戦略として、1、定住促進を促す戦略、2、快適・便利なまちづくりの戦略、3、健康・子育てのまち戦略、4、教育と文化のまち戦略を展開し、厳しい財政状況の下で各種事業に進

められたところであります。

定住促進は、その前提となる若者の雇用拡大が必要であります。全市を挙げて産業振興に取り組み、地元企業と一体となって進めていただきたいと思います。特に、定住促進や空き家対策の推進につきましては、条例を制定し、受入れ体制を整えていただきたいと思います。

さらに、各会計への繰出金についても、高く払い切れない国民健康保険税軽減のために、一般会計からの繰入れをお願いするものであります。

さらに、後期高齢者医療保険、介護保険につきましても、一般会計からの繰入れを図るよう求めるものであります。

また、国・県へ、助成を行うように強く求めていただきたいと思います。

依然として行財政運営は厳しさの増す中で、財政執行に当たっては無駄をなくし、効率的な財政執行を図るよう、まちづくりについては、市民が主人公、市民の願いと要求に応えるまちづくりを進めていただきたいと思います。

安倍内閣から菅内閣の下で、財政主導の構造改革路線が行われてまいりました。社会保障が削られ、労働法制の改悪など、ますます都市と地方の格差が広がっております。そして、法人税を減税する一方で、社会保障の財源と言いながら、消費税10%増税を一昨年10月から強行実施しております。消費税は、低所得者ほど負担の重い最悪の不公平税制であり、現在のコロナ禍の中にあっては、国民生活も日本経済も大変な状況にあります。消費税は当面、5%に削減し、将来はなくすべきであります。

このような中で、本市の市民生活と商工業を守る対策を強めていただきたいと思います。農業分野でも、国のTPP、FTAの推進の中で、地域農業が存亡の危機にあり、小規模農業を切り捨てるような国の農政を改めるように求めていただきたいと思います。

本市の独自の農政・営農集団が育成され、中山間地の農業を守り、所得補償、価格保障、生産者の経営が成り立つ、後継者が育つ農業行政を要望いたします。

また、各種団体への補助金・交付金の中でも、活動実態の見えないものもあります。改善を求めるものであります。

行財政改革は、歳入を増やし歳出をカットして、住民サービスの向上のために行うのが真の行政改革であります。公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の統廃合は、あくまで市民本位に進めるべきであります。実際に地域住民に使われている必要な公共施設を一方的に行政が統廃合する進め方には、反対であります。

税収不足の折、不況で苦しむ、大変な思いをされている市民生活を思い、市当局も議会も襟を正し、市民の負託に応えるよう、改めて求めるものであります。

行財政運営執行に当たりましては、住民こそ主人公の立場で、お役所仕事、マンネリ化を打

破し、無駄のない、市民に信頼される行財政執行を求め、一般会計の反対討論のまとめといたします。

次に、認定第2号 令和2年度那須烏山市国民健康保険特別会計につきましては、日本国憲法と社会保障の一環として、市民の命と健康を守る立場から、国保事業を充実させる立場で反対討論を行います。

平成30年度に、国民健康保険の財政運営主体が市町村から県に移行しました。その初年度として県が示した標準保険税率に基づき、本市の保険税率は引下げが行われましたが、医療給付に対して国庫負担の大幅な削減、度重なる国の医療改悪の下、不況やリストラ、所得を減らしている市民、納税者が耐え切れず、徴収が大変な状況にあります。

このような中で、令和2年度の国保税の収入未済額は、824万7,947円となっており、調定額の11.1%となっております。抜本的な解決を求めます。

本市の滞納者数は、令和2年度末現在では448世帯。令和2年度末現在の資格証の発行は23世帯、短期保険証は228世帯に発行が達しております。命に関わる国保事業、保険証は資格証ではなく、全世帯に保険証交付を求めるものであります。

憲法に基づく社会保障皆保険として、低所得者を中心とした保険事業でありますので、資格証の発行による保険証取上げはやめていただきたいと思っております。

本来の国保事業を立て直す立場から、第1に、国保事業について、国の責任を明確にさせ、医療給付に対する国の負担率を元に戻させる強い働きかけが必要であります。

第2に、国保事業は命に関わる最も重要な福祉事業でありますから、一般会計からの繰入れを図り、納税者の負担軽減に努めていただきたい。

第3に、疾病予防強化を図り、早期発見・早期治療に積極的に取り組むよう、求めるものであります。

第4に、国の制度改悪に反対し、国の責任を明確にさせ、真の国保事業に取り組む立場から、憲法と社会保障制度に基づく市民本位の国保事業に取り組まれるよう求めるものであります。

次に、認定第4号 令和2年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計につきましては、高齢者の命と健康が安心して保障される保険事業を目指す立場から、反対討論を行います。

度重なる医療制度の改悪によって、老人医療費など重大な負担増と、病院での高齢者を締め出し、重病化など深刻な社会問題となっております。

後期高齢者医療保険は、原則として医療費は1割負担であります。平成26年度から、70歳から74歳は2割負担となっており、70歳以上の現役並みの所得者は3割に引き上げられております。

菅政権は、財界主導に基づき、75歳以上に2割から3割負担に医療費を引き上げようとし

ております。高齢者いじめの改悪は、高齢者の生存権を踏みにじるものであり、本決算についても、高齢者の命と健康を守る立場から、第1に、世界に類のない差別医療である後期高齢者医療制度をなくし、高齢者を含め国民の命と健康を守る医療制度を改めて求めるものであります。

第2に、予防医療の充実強化、特に訪問診療充実に努めていただきたい。

第3に、高齢者が安心して生きがいを持って暮らせる福祉のまちづくりを進めていただきたい。

第4に、国の老人いじめの改悪や制度の改悪に反対し、必要な財源措置を強く求めていただきたいと思っております。収入未済額の116万1,567円の解決を求めます。

次に、認定第5号 令和2年度那須烏山市介護保険特別会計決算については、高齢者に十分な対応がされるよう、介護保険制度の実態に即した介護保険制度に改善を目指す立場から、反対討論を行います。

発足当時から、介護保険の問題として、介護認定を受けた利用者の介護サービスの負担が重いために、必要な介護サービスを辞退するケースがあります。また、介護保険の保険料の引上げ、高齢者、低所得者にとって依然として負担の重い制度となっております。

平成26年6月18日に、税と社会保障の一体改悪が行われ、医療介護総合確保推進法が成立し、要支援1・2は介護保険から外され、市の包括支援事業に移行いたしました。また、施設入所は要介護3以上に制限され、一定の所得の利用者は2割負担に引き上げられ、介護保険制度の改悪が進められております。この一定所得以上の方は、平成27年8月1日からは、介護サービス利用の自己負担が2割に引き上げられております。さらに菅内閣は、要支援1・2と認定された方の訪問介護や通所介護を保険給付から外す関係法令の検討中ございまして、実に要支援1・2、要介護1・2と合わせれば、介護認定者の65%以上にも達する状況にあります。これを外すということであれば、介護保険と呼べるものではなく、このような改悪に強く反対し、国の社会保障の一環として、介護保険制度をしっかりと国が守るように求めていただきたいと思っております。

本市は、高齢化の進む中で、高齢者が安心して暮らせる医療・介護・福祉・住まい・生活支援サービスを総合的に進める地域包括支援システムの確立を早急に図り、必要な医療、介護、高齢者福祉が推進できるよう、全力を挙げて取り組まれるよう求めるものであります。

介護保険制度が度重なる改悪がされている下で、本市においても、介護保険事業を強める立場から、介護保険、介護サービスの基盤の整備を図り、施設入所待機をなくし、介護認定を受けた方が必要な介護サービスが受けられるよう、保険あって介護なしと言われぬように、改めて介護保険制度の充実強化を求めるものであります。収入未済額554万1,241円の解

決を求めます。

以上、述べてまいりましたが、一昨年(2021年)の10月、本市は東日本台風災害の直撃を受け、住宅被害は、全壊が41棟、大規模半壊が53棟、半壊が64棟、一部損壊が58棟の被害を受け、さらに農地・農業用施設被害は、県下で一番の水害に見舞われたところであります。台風災害対策及び復旧・復興に当たられた職員各位に、敬意と感謝を申し上げます。

しかしながら、防災対策はこれからが重要でございます。また、新型コロナウイルス感染症対策と、問題は山積しておりますが、市民生活を守る立場を貫き、さらに奮闘を期待するものであります。

今後の財政運営につきましても、引き続き地方の景気低迷の中、税収不足の折、市民が主人公の立場に立って、無理・無駄をなくし、財政再建の取組を強めるよう、国の改悪から地方自治体や住民を守るような立場に立って頑張ってくださいと思います。

市民が安心安全な、災害に強いまちづくりを進めるよう期待いたしまして、市長をはじめ、市職員の行政改革・意識改革を強く求めまして、一層の努力を期待し、反対討論のまとめいたします。

○議長(渋井由放) 次に、賛成討論の発言を許します。

15番中山五男議員。

〔15番 中山五男 登壇〕

○15番(中山五男) 令和2年度決算認定に関わる賛成討論を申し上げます。

令和2年度につきましては、かつて経験のなかった新型コロナウイルス感染対策に追われた中での事務事業の執行となりました。このようなことから、一般会計決算だけでも増額すること前年比4.4億円、率にして3.6%増のおよそ16.8億円に上る、本市始まって以来、最大の決算規模になったところであります。

そのような中、ただいま上程中の認定第1号 令和2年度那須烏山市一般会計決算の認定から、認定第8号 令和2年度那須烏山市水道事業会計決算の認定までの合わせて8件の決算について審査したところ、私は全て認定すべきと判断したことから、賛成討論を行います。

なお、ただいま一部の決算認定について反対討論がありましたが、その反対理由に私も理解できないわけではありません。しかしながら、決算審査の中では、条例、法規及び議決した令和2年度予算の趣旨から逸脱したところはなかったものと存じます。

では、賛成理由を申し上げます。

本認定案件は、去る9月7日、本議会に上程された後、全議員による総括質疑が行われ、質疑が尽くされた後、所管の常任委員会に付託されました。

その常任委員会での審査結果は、ただいま各常任委員長が報告のとおり、決算の全てを認定

すべきと決しております。したがって、本議会は、各委員会の審査結果を尊重すべきと存じます。

もう一点申し上げます。監査委員から本議会に提出された決算審査意見書の記載のとおり、執行部に対し一部指摘事項が付されているものの、審査の結果、適正かつ正確であり、予算の執行状況及び事務処理においてもおおむね効果的に執行されているものと認められたとあります。監査委員は、我々議会が満場一致で賛同し、選任しておりますことから、審査結果には何ら疑うことはなく、議会も承認すべきと考えています。

最後になりますが、各課長の方々に対して、謝意と要望を申し上げます。

まず、今回提出された決算審査関連資料は、行財政報告書に加え、監査委員からの審査意見書等を含めると、およそ800ページに及ぶものであります。さらに、全ての課から決算審査説明資料が全議員に配られるなどの御配慮をいただきましたことから、審査に当たって、我々議会議員は内容検証が容易でありました。それに加えて、審査の際、説明に当たられました職員の方々の御苦勞に、謝意を申し上げたいと思います。

次に、要望を少々申し上げます。決算審査に当たりましては、全議員による審議の際や、ただいま各委員長からの報告の中には、各課にわたりまして指摘事項や改善すべき事項について、課題として提言されたところであります。これらの課題につきましては、決して聞き流すことなく、速やかに対応されますよう、強く要望いたします。

結びに当たりまして、この決算監査に当たられました監査委員の御苦勞に対しまして、改めて謝意を申し上げまして、私の賛成討論といたします。

令和3年9月21日、那須烏山市議会議員、中山五男。

以上です。

○議長（渋井由放） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。認定第1号 令和2年度那須烏山市一般会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渋井由放） 起立多数と認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号 令和2年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渋井由放） 起立多数と認めます。よって、認定第2号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号 令和2年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、認定第3号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 令和2年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渋井由放） 起立多数と認めます。よって、認定第4号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 令和2年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渋井由放） 起立多数と認めます。よって、認定第5号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号 令和2年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、認定第6号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号 令和2年度那須烏山市下水道事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、認定第7号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号 令和2年度那須烏山市水道事業会計決算の認定について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、認定第8号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程第5 請願書等審査結果の報告について

○議長（渋井由放） 日程第5 請願書等審査結果の報告についてを議題といたします。

常任委員会の審査の経過と結果について、総務企画常任委員会委員長相馬正典議員の報告を求めます。

総務企画常任委員会委員長相馬正典議員。

〔総務企画常任委員会委員長 相馬正典 登壇〕

○総務企画常任委員会委員長（相馬正典） 委員長の相馬です。去る9月7日の本会議において当総務企画常任委員会に付託された陳情書第3号 老朽危険空き家除却費補助金について、及び陳情書第4号 核兵器禁止条約への参加、批准を求める意見書提出を求める陳情書の審査の経過とその結果について、御報告を申し上げます。

9月14日及び15日に、大会議室及び第二委員会室において、委員5名全員出席のもと、陳情者から陳情の趣旨説明を受け、慎重に審査を行いました。

陳情書第3号 老朽危険空き家除却費補助金については、委員から、「人口減少により空き家が増加し、老朽化した住宅の倒壊など、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれがある。また、実施に当たっては財政負担が伴うことから、国の補助制度を活用した財源を確保すべき」との意見があり、採決を行った結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

続いて、陳情書第4号 核兵器禁止条約への参加、批准を求める意見書提出を求める陳情書については、委員から、「核兵器条約の参加、批准は国の専権事項である。しかし、将来、核兵器が廃絶されることを望む」との意見があり、採決を行った結果、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

以上で審査結果の報告を終わります。

○議長（渋井由放） 以上で常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

まず、陳情書第3号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 続いて、陳情書第4号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより常任委員会委員長報告の審査結果について、討論に入ります。まず、報告に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第5 請願書等審査結果の報告についてのうち、総務企画常任委員会委員長から審査報告のあった陳情書第3号 老朽危険空き家除去費補助金について、報告のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、陳情書第3号については、総務企画常任委員会委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

日程第5 陳情書審査結果の報告についてのうち、総務企画常任委員会委員長から審査報告のあった陳情書第4号 核兵器禁止条約への参加、批准を求める意見書提出を求める陳情書について、報告のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、陳情書第4号については、総務企画常任委員会委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◎日程第6 意見書案第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

○議長（渋井由放） 日程第6 意見書案第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

相馬正典議員。

〔10番 相馬正典 登壇〕

○10番（相馬正典） 意見書案第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財

源の充実を求める意見書の提出について、提案の趣旨説明を申し上げます。

ただいま上程の意見書案第1号につきましては、総務企画常任委員長、文教福祉常任委員長並びに経済建設常任委員長の3名により提案をするものであります。

昨年から、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域経済にも大きな影響が及び、令和4年度においても厳しい財政運営を余儀なくされるものと予想されます。

本市においても、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、地球温暖化対策など、喫緊の課題に迫られているほか、医療、介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や、公共施設の老朽化対策費など、将来に向け増嵩する財政需要に対し、財源確保に向け、地方税制の充実確保を強く国に求めていく必要があると考え、関係行政庁に意見書を提出するものであります。

以上で提案の趣旨説明とさせていただきます。

○議長（渋井由放） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 意見書案第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号については、原案のとおり可決し、関係行政庁宛て提出することに

決定いたしました。

◎日程第7 意見書案第2号 核兵器禁止条約への参加、批准を求める意見書の提出について

○議長（渋井由放） 日程第7 意見書案第2号 核兵器禁止条約への参加、批准を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

総務企画常任委員会委員長相馬正典議員。

〔総務企画常任委員会委員長 相馬正典 登壇〕

○総務企画常任委員会委員長（相馬正典） 総務企画常任委員会委員長の相馬でございます。ただいま上程となりました意見書案第2号について、提案の趣旨説明を行います。

昭和20年8月、広島市、長崎市に原爆が投下され、両市合わせて21万人を超える多くの人々の貴い命が奪われました。放射線による被爆者の苦しみは今も続いています。

令和3年1月22日、国連で核兵器禁止条約が発効され、核兵器は違法と認定されました。現在、批准国も含め、同条約に署名している国・地域は、近隣アジアの諸国9か国を含め、世界で86か国に上ります。しかし、日本はまだ参加・批准されておらず、一刻も早い同条約への参加・批准が求められています。

那須烏山市では、平成18年に非核平和都市宣言を行い、平和首長会議に加盟しています。唯一の戦争被爆国として参加・批准することが不可欠であると考えます。

つきましては、先ほど報告いたしました総務企画常任委員会審査した陳情書の結果を踏まえ、日本政府として一日も早い同条約への参加・批准を要望するため、関係行政庁宛て意見書を提出するものであります。

以上で、提案の趣旨説明とさせていただきます。

○議長（渋井由放） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

17番平塚英教議員。

〔17番 平塚英教 登壇〕

○17番（平塚英教） 17番平塚英教でございます。ただいま上程中の意見書案第2号核兵器禁止条約への参加、批准を求める意見書提出について、賛成討論を行います。

今、人類は、先の見えないコロナウイルスの感染症拡大、気象変動、格差と貧困、ジェンダー問題など、世界的な規模の取組が必要なたくさんの課題に直面しております。そのどれもが、分断や対立ではなく、協力して連帯しなければ解決できない問題ばかりでございます。

核兵器の廃絶は、人類の生存がかかった緊急課題であります。今年1月22日に核兵器禁止条約が発効し、核兵器禁止が世界のルールとなりました。核兵器の使用や威嚇だけでなく、開発、実験、生産、製造、保有、貯蔵、移譲、配置まで全て違法とする新しい時代が始まったわけであります。

しかし、世界には今もなお1万3,000発を超える核兵器が配備・貯蔵されており、人類に脅威を与え続けております。アメリカとロシアがその9割以上を保有している状況でございます。

そういう中で、核兵器禁止条約を支持する国は、国連加盟国の3分の2を超え、条約を署名した国は86か国、批准した国は54か国に広がり、核兵器禁止条約が世界の流れとなっております。核保有国でも、世論調査で、禁止条約への参加を求める声が高まっている状況にあります。

日本国政府は、被爆国として核兵器廃絶をリードすると言いながら、核兵器禁止条約には同意しておりません。その根拠には、アメリカの核の傘の依存があります。しかし、日本は世界で唯一の被爆国であり、世界に向けて核兵器禁止に真剣に取り組む必要があります。

昨年7月に実施しました世論調査によりますと、72%の方が参加すべきだと回答を出しております。また、本年4月14日の時点で、この核兵器禁止条約の署名・批准を求める地方議会の意見書、これが560議会に上っており、増え続けております。全体の31%を超えております。

那須烏山市においても、2006年に核兵器廃絶に向けて非核平和都市宣言を採択し、平和首長会議にも参加している状況でございます。

こういう中で、一日も早く核兵器禁止条約が実効があるように、日本政府としても核兵器禁止条約に参加・批准を強く求めるこの意見書、これは非常に見識の高い意見書だということを

訴えまして、賛成討論といたします。

○議長（渋井由放） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第7 意見書案第2号 核兵器禁止条約への参加、批准を求める意見書の提出について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号については、原案のとおり可決し、関係行政庁宛て提出することに決定いたしました。

○議長（渋井由放） 以上で、9月7日から本日まで15日間にわたりました本定例会の日程は全て終了いたしました。各位の御協力、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年第5回那須烏山市議会9月定例会を閉会といたします。御苦勞さまでした。

[午前11時45分閉会]

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和3年11月30日

議 長 渋 井 由 放

署 名 議 員 中 山 五 男

署 名 議 員 高 田 悦 男